

# 改元・官僚制・革命（改訂版）

平山朝治

## はじめに

年号（元号）：中華文明圏特有の年尺度

皇帝在位中でも改元可・皇帝代替わりに非改元も可→「〇〇帝治世△年」より複雑な政策変数

中国と異なる独自年号：独自皇帝統治のベトナムと日本では常用

朝鮮では間歇的（新羅 6-7C、渤海 8-9C はさかん）で中国年号と併用が多い（琉球では、年号は中国。国王即位〇年は非公式）

中国年号に因む日本年号例より

後醍醐：建武＝後漢 25「於禁裏内々有沙汰、不依本文之善惡、可有元号之沙汰、以異朝之例、叶當時之義字計申之由、被仰」→光武帝の漢王朝再興に擬す建武号も後醍醐自身の発案？

南朝年号には、他にも中国に前例あるものが多く（所、13 頁表D参照）、中華帝国に依存した正統化を志向→征西將軍懷良親王も日本国王良懷に封じられた。これらは、義満の先例に。

義満：永和＝後漢 136 等（後円融）、至徳＝唐 756 等（後小松）、応永改元<sup>2</sup>（後円融院崩御で、後小松治天代始）の際、同時代明の洪武から一字とる「洪徳」を提案させたが、葬られる<sup>3</sup>。

家康：元和は、漢 84、唐 806「唐憲宗ノ年号也、從將軍ノ御意ト也」<sup>4</sup>（改元直後の禁中並公家諸法度第八條「一改元、漢朝年号之内、以吉例可相定、但重而習礼相熟者、可為本朝先規之作法事」）

## I 日本の年号制度の特色

大宝建元（大宝律令施行とセット）以降、途絶えることなく続く（天皇制持続）

私年号（久保、千々和）、長続きしない（元年・二年までが多<sup>5</sup>）、戦国期公年号と誤伝播の例

頼朝は安徳朝の養和以降を認めず→頼朝に近い僧鑊阿・色定法師が和勝（元＝建久元）使用

鎌倉公方持氏は永享 3. 8. 18 にはじめて永享（『鎌倉九代記』）、それまで改元無視して正長を使用古河公方成氏も、1455 康正改元を認めず、享徳使用続行→支配地域に独自年号享正~4 延徳~5 も伝播頼朝は平家、関東公方は幕府に対抗：天皇権威に挑戦する意図はない。「足利成氏自身は、自己が正しく関東管領であったころの公年号『享徳』を長く用い、私年号を使用していない」（久保、303 頁）。

**本来、皇帝即位で改元するものだが、代始改元なし・遅滞が少なくない。**

在位中改元なし：淳仁（非皇帝<sup>6</sup>廃位）、仲恭（在位三ヶ月未満で廃位）、明正

在位初改元大幅遅延（踐祚翌々年末までなし）：後円融（1371. 3. 23 踐祚、74. 12. 28 即位、75. 2. 27

<sup>1</sup> 『改元部類』（『大日本史料 第六編之一』建武元年正月二十九日条）。

<sup>2</sup> 「年号名改元」の「年号名」は新年号名。

<sup>3</sup> 『大日本史料 第七編之一』応永元年七月五日条。

<sup>4</sup> 『春日社司祐範記』（『大日本史料 第十二編之二十二』元和元年七月十三日条、所収）

<sup>5</sup> 弾圧されたキリシタンが使用したと思われる大道が 10 年まで使われたのは特異である。

<sup>6</sup> 淳仁への譲位の際、孝謙に上台＝**宝**字称徳孝謙皇帝（**太上皇帝**でない）、光明に中台＝**天**平応真仁正皇太后（**太皇太后**でない）の尊号を百官・僧綱が奉った（『続紀』天平宝字 2. 8. 1）のは、天平宝字年号を続け、代始改元を行わないことを皇帝の代替わりではないと正当化。皇帝と天皇の分離→法王と天皇。平山[2004]注 20 を参照。したがって、称徳重祚翌年の天平宝字から天平神護への改元も、代始とはみない。

永和改元 崇光院一伏見宮榮仁親王との皇位争い) 称光 (1412 応永 19. 8. 29 踐祚、代始改元を阻止した義持薨去後、1428 応永 35. 4. 27 代始により正長改元、同年 7. 20 崩御。称徳→光仁の間の道鏡事件に類比される篡奪の危機克服<sup>7</sup>。 後陽成 (踐祚 1586. 11. 7 秀次関白継承 1591. 12. 27 文禄改元 92. 12. 8 は秀次関白代始とみるべき<sup>8</sup>) 後水尾 (踐祚 1611. 3. 27 豊臣滅亡 1615. 5. 8 元和改元 1615. 7. 13) 霊元 (踐祚 1663. 1. 26 内裏炎上により延宝改元 1673. 9. 21、その前の寛文改元 1661. 4. 25 も内裏炎上)

## 辛酉革命・甲子革命の革年改元が慣例化したのは日本のみ → Ⅲ、Ⅳ

### Ⅱ 改元の機能と官僚制

皇帝が時間尺度を更新し、その効力の及ぶ範囲として統治空間を再確認する

年号使用強制→慣行：文書行政・契約にとって不可欠な公共財供給 (伝達：中世は寺社中心<sup>9</sup>)

改元：周知させる際に全統治空間の官僚制が (沈滞していても) 活性化される L私年号も

国家意識も活性化される

改元と組み合わせて全国的施策を行うと効果的：災害改元には災害救援・復興の意味も

増税等→改元とともに一部減免など恩典

頻繁な改元は、国家意識・官僚制の実効性を維持し、衰微を防ぐ効果

年号が排他的な不可逆 (非循環) 年尺度として通用していれば、他に恒常的な官僚制的行政へのニーズがなくても、改元を通して官僚制の枠組みを維持し得る。

### 日本の改元は、封建制の発達・分権化のなかで律令官僚制の枠組みが存続しえた鍵

1040～後期王朝国家体制 (坂本賞三)：その他改元から撰関初任関連除いた改元頻度増加 (9 頁)

1040 年 6. 8 荘園整理の議 (『春記』) , 6. 27 内裏焼亡・9. 9 京極内裏焼亡→造内裏等の一国平均役 (「左辨官 下美濃国 案文応早免除東大寺 (領脱力) 大井・茜部庄充課造内裏料加徴并防河夫役工事右得彼寺去十月日奏状僞、謹検案内、件庄依本願聖皇勅施入寺家之後、課役田租共免除、其年尚矣、而今年新号有宣旨、已背先縦、所充課造内裏雜事并防鴨河及臨時雜役也」『平安遺文』 No.586、長久元 12. 28 付) →10. 22 内裏造営始

1040. 9. 7 改元作業開始 (『春記』 9. 8) →11. 10 長久改元 (「詔書之趣云、長曆以後、連年有凶炎、天下不穩、仍施徳於天下、宣改元号者」同 11. 10) 「改元依内裏焼失也」 (『一代要記』)

造内裏料等を広範に賦課→天下不穩→改元し、施徳於天下 (一部免除)

1045. 1. 16 後冷泉踐祚→10. 21 寛徳荘園整理令→1046. 4. 14 永承改元 (代始)

白河院：「白河院御治世寛治年中 (1087-94) 諸国惣檢公田九億四万六千余町」

(『続群書類従』 卷 816 『峰相記』、坂本賞三 326 頁で、信頼性不確実と断りつつ引用)

1081 辛酉、84 甲子、87 堀河代始の寛治改元→諸国惣檢で支配体制強化→改元 (その他 96 97 99 1104 06、鳥羽代始 08、その他 10 13 18 20 崇徳代始 24 その他 26) 伴いつつ不満に対応

平家滅亡以降：改元少ない。文治・建久は頼朝を祝う意図があり、それらを除けば 1201/04 革年まで代始のみ。頼朝の安徳朝改元無視・頼朝派僧侶の私年号使用で、慎重な対応か？

<sup>7</sup> 平山 [2004] [2005] を参照。

<sup>8</sup> 1595. 7. 15 秀次死→1596. 10. 27 慶長改元→同 12. 17 秀頼元服からして、慶長改元も実質は豊臣家代替わり。

秀吉死後改元を請うが実現せず (『史料総覧』 慶長三年十一月十日条)。秀頼の権威削減のため家康らが妨害したと思われる。開幕に因む改元も、後水尾代始改元もなく、豊臣滅亡・元和改元まで慶長が続く。

<sup>9</sup> 寺社による改元伝達は、王法佛法相依の重要な実質のひとつでは？ 元和改元は寺社外し。「八月十五日、去七月十三日改元アリ、従京不被仰下故、寺社不知是」 (『春日社寺祐範記』)

承久乱後、後嵯峨踐祚まで、頻繁な改元（後堀河・四条の約20年半の間に12回）  
→「承久の変の直後に用いられた『建教』ののちは、七十余年の長期にわたって私年号の使用がない」（久保 255 頁）

### Ⅲ 革年改元の起源

中国で隋までは事例なく（森 48～51 頁、安居 202 頁）、先例候補は唐高宗下、則天武后台頭期以外ない。660 ころより高宗と二聖政治→661 年辛酉 2 月「綿等州皆言龍見、改元」（『旧唐書』本紀第四）で竜朔元。詩緯注<sup>10</sup>に「辛酉年青龍銜凶出河」とあるのは、竜朔改元をふまえていると解せる。同 3 年「冬十月丙申、絳州麟見于介山。丙午、含元殿前麟趾見」「十二月庚子、詔改來年正月一日為麟德元年」（同）、竜朔改元と比べ、麟德改元は祥瑞（前年 10 月）より間があり、664 甲子＝年干支始元による元日改元の意味もあろう。仮説 1：麟德元年末、廢后を囚った上官儀の殺害・垂簾政治本格化で、甲子革命論高揚（麟德 2 年 5 月麟德甲子元曆施行）→その後に辛酉革命論が成立し、甲子は革命から革命に格下げ<sup>11</sup>。ちなみに 690 庚寅年の即位・武周革命<sup>12</sup>は革年ではない。

聖武 721 甲子年即位・神龜改元。光明・孝謙＝称徳は則天をモデルとした。聖武～孝謙＝称徳期の年二回改元・四字年号も武周王朝の模倣。光仁末 781 年の辛酉年辛酉日元日に天応改元

典拠は「易緯云、辛酉為革命、甲子為革命」「詩緯云、……戊午革運、辛酉革命、甲子革命」三好善行「革命勘文」に引用されたものが現在残されている最古のもので、中国では残らない<sup>13</sup>。

<sup>10</sup> 三善清行「革命勘文」（『大日本史料 第一編之二』延喜元年二月二十二日条）に引用。

<sup>11</sup> 本来、甲子は武王が殷の紂王を討った日干支ゆえ、革命の意味があった。麟德曆の前に行われていた戊寅曆は唐高祖の受命年干支に因んで上元を戊寅年としているので、上元年干支を戊寅から武王ゆかりの甲子に変更し、そのことを強調して甲子元曆と称した点で、麟德曆施行には革命というより革命の意味合い、武氏と武王のアナロジーもあり、則天皇帝即位時に国号を周としたのもその延長上にあるから、麟德曆施行は革命という意味づけを帯びていたのであろう。他方、麟德曆は、定朔、進朔、総法を採用した中国曆法史上画期的な曆であった（藪内 a30 頁、内田 293 頁）ので、甲子の格下げとともに、革命なるアイディアを喚起しえたのであろう。甲子に代えて辛酉を革命の年にするという発想は、則天と周との関係を求める中国的伝統からは出てこないものであり、それに対抗する思想の所産で、中国人の間には広まらなかった可能性が高い。

<sup>12</sup> 典型的な易姓革命では、前王朝皇位継承権のある男性は皆殺しにされるが、則天は廢位した息子の中宗・睿宗二人を殺さずに武姓を与え、睿宗を皇嗣として後継に擬すことで篡奪との反発を抑え、結局は武氏男性の競望を排除して中宗を皇太子とした上で讓位したので、武周革命は易姓革命らしくない。李姓の息子に母方の武姓を与えることは異姓不養原則から逸脱しているため、易姓革命論を適用できず、前帝との間の息子が後継である限りで彼女の即位は正当化されたと思われる。父系原理を逸脱した点では中国史上類例のない革命であり、彼女が中国史上唯一の女帝であることと照応している面があるが、息子たちの武姓は便宜的（彼女が存命中の一時的）なもので、彼らの本質は李姓であり、李唐朝がいずれ復活するという期待が大勢を占め、彼女も無視できなかったようなので、父系原理に対する反逆は一代限りの例外的な逸脱に終わった。中国では嫁しても姓は変わらないが、死後は婚家の宗廟に祀られるように、嫁は婚家の人として扱われるので、武氏男性を後継としても彼女は死後祀られないと、狄仁傑に指摘されたことが、武氏男性に帝位を譲らなかった最大の理由とされる。

<sup>13</sup> 清行は菅公右大臣辞職勧告でも、「伏見明年辛酉、運当變革」とし（『大日本史料 第一編之二』昌泰三年十月十一日条）、辛酉革命思想によって道真失脚を導き出した。従来、清行は辛酉年の大變革を避けるために改元を求めたと解され、革年改元は保守的なものとみなされがちであったが、清行の辞職勧告の趣旨が道真左遷の宣命に採用されている（所、73 頁）ように、清行は道真追放に大きな役割を果たしており、「革命勘文」のなかで挙げられている過去の辛酉・甲子年の變革事例に道真左遷は遜色ないので、道真左遷を革命として正統化する議論であることは間違いないし、彼は革年論のほかに、彗星について「除旧布新之象」、老人星について「先有除旧之象、後有福寿之瑞」としている（「革命勘文」）こととあわせて、道真を除く政変を除旧の革命として推進し、正

そのため、善行の提案による 901 延喜改元が革年改元の（日本のみでなく世界）初例とされてきたが、「革命勘文」は竜朔・麒麟改元に触れ、「甲子初改元為神亀」「天応元年辛酉」ともある。竜朔・麟徳が先例とすれば、神亀・天応改元に革命・革命改元の意図がないか検討すべき→IV

「革命勘文」に引用された易緯鄭玄注の「六甲為一元（60 年）、四六二六交相乗、七元有三变、三七相乗廿一元、為一蔀、合千三百廿年」（句点位置は以下の私見による）の解釈として、「三七相乗、廿一元為一蔀、」と句点が付くよう解して隸書体部分を前後から切り離して取り出し、21 元×60 年=1260 年が一蔀であり、1320 年は計算違いとし、聖徳太子が推古 9 = 601 年の 1260 年前を神武元年に設定したとする那珂が通説となっているが、安居は総合的に考えて 1320 年とすべきとし、元は辛酉ではなくその次の壬戌、蔀は辛酉に始まるので、1320 年のなかに 21 元しか含まれないとする一条兼良説に着目しつつも、元が壬戌に始まる根拠は示されていないとする。

一五六〇 一五六〇	一三三〇 一三三〇	一二六〇 一二六〇	一〇六一 一〇六一	九〇一 九〇一	七八一 七八一	六〇一 六〇一	四八一 四八一	三〇一 三〇一	二四一 二四一	元年 元年	皇紀
	齊明七・天智 齊明七・天智	推古九 推古九	允恭一〇 允恭一〇	神功四一 神功四一	景行五一 景行五一	崇神三八 崇神三八	孝元三五 孝元三五	孝安三三 孝安三三	孝昭五六 孝昭五六	神武 神武	天皇
辛酉 庚申	辛酉 庚申	辛酉 庚申	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	辛酉 辛酉	行改
九〇〇 九〇〇	六六一 六六一	六〇一 六〇一	五〇一 五〇一	二四一 二四一	一一一 一一一	前六〇 前六〇	前一八〇 前一八〇	前三六〇 前三六〇	前四二〇 前四二〇	前六六〇 前六六〇	西紀
昌泰三年 昌泰四年 ↓延喜元年			允恭天皇即位元年辛酉	菅田天皇(心神)三二年辛酉						神武天皇即位	清行革命勘文説
	1320	1260									鄭玄注
4・6(240)	4・6(240)	4・6(240)	2・6(120)	4・6(240)	2・6(120)	4・6(240)	2・6(120)	4・6(240)	2・6(120)	4・6(240)	那珂注
那珂説の致命的不整合		7 元 (7×60=420)			7 元 (7×60=420)			7 元 (7×60=420)			那珂注
4・6(240)	2・6(240)	4・6(120)	2・6(180)	4・6(180)	2・6(120)	4・6(180)	2・6(60)	4・6(240)			清行説

(安居 122-3 頁の表に補訂を加えた)

統化するために改元を求めたとすべきであろう。道真は宇多の寵によって出世し、宇多讓位に際しても醍醐に道真重用を求めていたので、醍醐朝に改革を期待する者にとって道真は除くべき旧弊の象徴であっただろう。「依主上以戊午年為昌泰元年（醍醐代始改元）、其年又有朔旦冬至、故論者或以為、応以戊午為受命之年、然而本朝自神武天皇以來、皆以辛酉為一蔀大變之首」（「革命勘文」）としていることから、清行が醍醐を、革命から守られるべき存在ではなく革命の主体とみていたことは明らかであろう。清行の道真への辞職勧告は、明辛酉年 2 月に武闘が起こり、薄命な道真が命を落とすだろうからその前に辞めた方がよいということであり、1 月 25 日道真左遷も同様の理由から道真のためにも 2 月前に断行されたのであろう。道真排除の無血革命と改元とを結びつけるというのが清行の発想であって、流血を避けようとはしたが、改元によって革命を防ごうとしたわけではない。革年改元が革命を避けるためのものとする解釈には、革命=易姓革命・王朝交代という暗黙の前提があると思われるが、「革命勘文」における革命は易姓革命ではなく「大變革命」である（安居、40 頁）。

私見では、「四六二六交相乗」の四と二は元であるから、蔀のはじめは元のはじめと一致しなければならず、元も辛酉にはじまることは自明であって兼良説は成り立たず、1蔀=22元は否定できない。「廿一元為一蔀」は21元=1蔀の意味ではないと解することができれば、それは1蔀=22元と矛盾しないことになる。「四六二六交相乗」を、 $4 \times 60 = 240$ 年と $2 \times 60 = 120$ 年とを順次足し合わせて行くとしても、さらに複雑な清行説を採っても、1260年は、「四六二六交相乗」による区切りの途中に当たる（表の、「那珂説の致命的不整合→」を参照）ので、一蔀ではありえない。したがって、鄭元注の意味は、7元（=420年） $\times 3 = 21$ 元を内部に含むまで、すなわち合計1260年以上となるまで四六二六交相乗の操作を重ねてゆくと、22元=1320年が得られ、それを一蔀と為すという意味であろう。つまり、「廿一元」ではなく「四六二六交相乗」が「為一蔀」の主語であると解せば、鄭玄注には何の不整合・矛盾・計算違いもない<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> 讖緯説を背景として作られ、元和2=85年に施行された後漢四分曆（藪内 a、227 頁、b、33 頁）の章（19 年=ギリシャ天文学のメトン周期）・蔀（4 章=76 年=ギリシャ天文学のカリポス周期）・紀（20 蔀=1520 年）・元（3 紀=60 蔀）以降定着した章・蔀・紀・元の法を麟德曆は廃し、天文定数の共通分母として総法 1340 を定めた。1340 に最も近い 60（鄭玄注の一元年数）の倍数が一蔀=1320 であることも、麟德曆と干支革命論との関連を示唆する。後漢四分曆は後漢滅亡後まで行われており、易緯鄭玄注が本人のものならば 60 蔀=一元のはずである。後漢四分曆以降、麟德曆によって廃されるまで、章<蔀<紀<元という関係は守られているのに対して、易緯鄭玄注では元<蔀となることから、麟德曆施行で廃棄された旧来の用法から自由に元や蔀を使えるようになって以降にそれが作られたことがわかる。麟德曆の次の大衍曆（開元 17=729 年頒行）では一元=60 紀=182400 年とされたので、60 年=1 元は麟德曆が行われていた時期に絞られよう。易緯鄭玄注の七元=七・六甲はおそらく、旧来 76 年=蔀とされていたことをふまえたもので、新蔀をカリポス蔀と関係づけたものが「七元有三变、三七相乗廿一元」と解釈できる。麟德曆とともに旧来の章・蔀・紀・元が廃され、干支の 60 年周期のみが強調された結果、60 年を一元とする発想が生まれ、旧蔀と新元と新蔀と総法とを関連づける旧 3 蔀=3×(70+6)<3×(70×6)=3×7元<【420】(3×7+1)元=1蔀=1320<【60】1340=総法という不等式（ただし、 $a < 【c】 b$  は、 $0 < b - a < c$  and  $b - a < 0.5c$ ）によって新蔀が正当化されたのであろう。なお、鄭玄は劉洪が創始したが後漢では施行されなかった曆法（乾象術）に注したと伝えられる（藪内 a、231 頁）が、その紀法 589、斗分 145、乾法 1178 いずれも易緯鄭玄注とは無関係であることも、それが鄭玄のものでないことを示していると言えよう。北涼玄始曆（412 年施行）が採用した破章法の定着によって廃れていたメトン・カリポス周期との関連を新蔀に求めたことも、両周期に依拠する四分曆を推奨した後漢の讖緯説に仮託したとすれば納得できる。後漢四分曆の紀=20 蔀を 5 つに分け、木・金・火・水・土の五徳（五行）を各 4 蔀=304 年に配して、各 4 蔀首の日干支と五徳とを、甲子木徳・庚子金徳・丙子火徳・壬子水徳・戊子土徳と結びつけて日干支で革命を説明する試みが、安居・中村編「易緯乾鑿度」62, 67-8 頁にあり、さらに後者では甲子・辛酉・戊午いずれもが蔀首日の干支として挙げられていることは、清行が依拠した緯書干支革命論の源流のひとつであろう。つまり、「易緯乾鑿度」にある五徳革命と日干支を結びつける論をヒントに、辛酉・甲子年改元・麟德曆施行をふまえ、さらに A. D. の影響を受けた、則天政權掌握を正当化する論が付加され、それを清行は引用したものとと思われる。「易緯坤靈図 佚文」に「卯酉之際、為革政、午亥之際、為革命」（124 頁）とあり、その理論的ないし歴史的な背景は不明だが（午亥は後述の「武成」に拠るものであろう）、辛酉革命論に影響しているかもしれない。なお、干支は本来日付けに使われ、武王が殷の紂王を討った日が甲子であったことからして、甲子=革命の日という意味づけは古来あったと思われ、干支の初めを甲子とするのもそれによると思われる。清行が引く詩緯注には「而聖武伐紂、戊午日軍渡孟津、辛酉日作泰誓、甲子日入商郊」とある。『周書（偽古文尚書）』に「惟戊午、王次于河朔……王乃徇師誓曰」（「泰誓中」）、「既戊午、師逾孟津、癸亥陣于商郊俟天休命、甲子昧爽……」（「武成」）とあり、『周書（新古文尚書）』「牧誓」に「甲子昧爽、王朝至于商郊」とあって甲子日に武王が紂王を討ったことは事実であるので、甲子日の決戦に続いて、偽古文で戊午日渡河が登場し、それらを前提として清行の引く詩緯注は泰誓を辛酉日としたのであろう。しかし、『周書』を素直に読めば戊午日に誓いの後で孟津を渡ったので、泰誓を辛酉日とするのは奇妙であり、全く別の由来を持つ辛酉革命論を、辛酉日が戊午日（渡河）と甲子日（決戦）のちょうど真ん中にあることを利用して「武成」の癸亥に代替したための齟齬であろう。これによって、偽古文「武成」が作られた魏晋代に、辛酉と革命とを結びつける発想は未だなかったことも証

したがって、那珂説の採る推古 9=601 年ではなく、661 年=竜朔元年=天智称制開始が、辛酉革命論の基準年と考えられる。

中国史において 661 辛酉・664 甲子以前に、干支革年改元による正当化を要請するほどの大事件は見られないとすれば、武後の実権掌握を正当化すべく、竜朔・麟徳改元の回顧的解釈で干支革年論が成立したと思われる。「革命勘文」は後漢の鄭玄(127-200)による注も引いているが、発案者が鄭玄に仮託した疑いあり<sup>15</sup>。鄭玄注は 1320 年を一節とし、日本の神武元年もそれに従って B.C. 660 辛酉年とされたが、則天は弥勒下生とされたので、B.C. 660 辛酉年は本来、釈迦の事績(普通仏滅紀元が採用されるが、この場合は生誕か初転法輪)に関する説と結びつけられたのではなかろうか。

則天弥勒下生説は、孔孟的天子観とかけはなれており、ローマ帝国・初期キリスト教の皇帝観を伝えた景教の皇帝崇拜主義、帝王=現人神・現在仏説(佐伯 684-5 頁)の影響のもとで、皇帝=弥勒下生としたもので、高宗・武后期以前すでに、かかる皇帝観ゆえに太宗は景教を歓迎した。

Anno Domini nostri Iesu Christi(キリスト受肉紀元)が、その属する節 B.C.660~A.D.660 の真ん中の辛酉年なのは偶然ではなかろう(偶然そうなる確率は 1/1320)。525 に A.D.を考案した小ディオニシウスはスキティア人であるために、A.D.は西方よりも東方で早く伝播したらしく、635 景教中国公伝直後に「向五蔭身六百四十一年不過」(『一神論第三』「世尊布施論第三」第 149 行)とあり、641 ころには既に A.D.が唐に伝わっていた(羽田 158 頁)。キリスト=世尊=応身、贖罪死=捨身布施、キリスト再臨=弥勒下生と理解され、660 年周期に釈迦・キリスト・則天が現れたとされたのではなかろうか<sup>16</sup>。

された。「易緯乾鑿度」(安居・中村 a、48 頁)などは、殷暦の戊午部(=節) 29 年(B.C. 1083) 戊午歳を文王受命(受録応河図など)の年としており、唐高宗の A.D. 653 年に完成した『五経正義』の「毛詩孔疏」でも文王の受命を戊午節二十九年とする説を、鄭玄に依拠しつつ正統としているように、武后台頭直前においても、甲子と並ぶ革命の干支として戊午が重視され、辛酉は何の意味も持っていなかった。このような、周王朝成立神話における干支の変遷からしても、革命の年として辛酉が登場し、それを鄭玄注によって正当化したのは 661 龍朔改元以降に絞られよう。日本における 686. 7. 20 戊午日の朱鳥改元は、戊午節 29 年に文王が赤雀の書を得たとする、「毛詩孔疏」の説に従い、天武が自らを文王に擬して天武系皇統の安泰を祈願したものといえよう。戊午日の朱鳥改元は清行の引く「詩緯注」が甲子年に赤雀の書を挙げていることと矛盾するので、天武末年にはまだ辛酉革命説は影響力を持たず、『五経正義』の枠を出る発想はなかったといえよう。

<sup>15</sup> 易緯やその鄭玄注とされるもののなかに、唐代に作られた部分があることは、『易緯稽覽図 卷下 漢 鄭康成注』(安居・中村編、①143-4 頁、②150-1 頁、③155-6 頁)に、唐代の年号があることから夙に指摘されてきた。①~③いずれも、年数計算を行っていること、②では「庚辛為兵」の例として「慶雲元年庚戌」七一〇年と「開元九年辛酉」が挙げられており、庚辛の例として辛酉年が挙げられていることも、易緯鄭玄注の辛酉革命論とのつながりを示唆している。なお、②は慶雲元=710~開元 9=721 年にかけて十道境節度使(藩鎮)が設置され、721 年には康末賓の乱が起こるといふ西方への関心を示唆する。①に「從伏羲天元甲寅已來、至大唐貞元年乙亥、積二百七十六萬一千二百二十算、至元和年三月、二百七十六萬一千二百三十一算」とあり、貞元年乙亥とは貞元 11=795 年、その 11 年後の元和年は元和元=806 年である。西天竺の波羅門僧金俱吒が撰した『七曜攘災決』は、七曜計算の暦元を貞元 10 年、羅睺(黄白道の交点)と計都(月の近地点)の暦元を元和元年としている(藪内 b、181 頁)。以上から、唐代になって易緯や鄭玄注に付加した者は、インドを含む西方に関心を持ち、西方天文学の知識を持っていたことを示唆しており、辛酉革命論が A.D. をふまえているだろうことも整合的である。だとすれば、七元=420 年周期は七曜の影響を受けたものである可能性もあろう。麟徳暦は同時にインド人の太史令瞿曇羅の上った経緯暦を参考にし、彼は則天皇帝期の聖暦元=698 年に光宅暦を作り、施行目前まで行った(同 a、31 頁)ことからして、善行が引いた緯書の干支革命論にも瞿曇羅がかかわっていたのではなかろうか。『易緯稽覽図鄭玄注』②は瞿曇羅による付加と断じてよからう。子息瞿曇悉達が著した『大唐開元占経』が、今日他では見られない多数の緯書佚文や麟徳暦・九執暦(インド暦)を伝えていることで名高いことからして、瞿曇家は緯書を体系的に収集しており、彼らが麟徳暦や西方暦を意識しつつ、則天ら歴代皇帝のため緯書に加筆しなかったはずがないであろうし、甲子・戊午に対する辛酉の強調は中国の伝統的革命思想に対する、西方出身者の自己主張でもあろうから、クリスチャンでなくとも A.D. に近親感を懐いていたであろう。

<sup>16</sup> 儒教においてキリストの受難を連想させるものは、聖王出現の瑞祥とされる麒麟が捕らえられた

仮説2：則天即位のころに、A. D. と同干支の竜朔改元の解釈として、景教の影響を受けた則天弥勒下生説とともに辛酉革命論や一部1320年説が成立。A. D. を部による節目の年からはずす鄭玄注は、辛酉革命論の景教や仏教との繋がりを隠蔽し、緯書の佚文を装う意図に発するがゆえに、鄭玄に仮託されたと思われる。

景教の善導613-81への影響（道簾）や末法思想によるとされる仏滅紀年へのA. D.の影響も想定でき、唐代景教は東アジアの思想に甚大な影響を及ぼしたことになる。

#### IV 改元と革命

日本史上の大きな政治変動は、革命思想に鼓舞されて起こり、正統化される

戊午・辛酉・甲子の、六十年周期革年に合わない場合、革日改元で代用<sup>17</sup>

天智661辛酉：斉明崩御で称制 『日本書紀』は天智称制開始の一蓐（1320年）前辛酉年に神武元年を設定<sup>18</sup>。604甲子に憲法十七条とするのも、『日本書紀』の作為か（安居）。

『神武紀』B. C. 667「是年也太歳甲寅。其年冬十月丁巳朔辛酉（五日）、天皇親帥諸皇子舟師東征」663「戊午年春二月丁酉朔日丁未、皇師遂東」660「辛酉年春正月庚辰朔乙巳、天皇即帝位於橿原宮」

聖武：724甲子、元正からの禪譲で即位同日神亀改元。藤原氏所生初。父文武15歳即位より大幅に遅れて24歳で即位したのは、母方血統（文武母は元明）が問題→革年即位で正統化？

光仁末年781. 1. 1辛酉年辛酉日元日天応改元は、井上・他戸ら天武子孫排除→桓武への皇位継承を正統化するもの。典拠は「湯武革命、順乎天而応乎人」（『易経』沢火革・彖曰）であろう（森本167頁）。伊勢斎宮に美雲→桓武への継承は天命に合致→同年4. 3讓位。784甲子、長岡遷都（邦光）

父系原理を前提とする易姓革命とは異なる革命観念（母方血統も問題になり、有力皇族・臣下排除も含み、天皇自らが革命主体となりえる）がこれらによって形成され、革年改元として制度化された。厳格な父系原理（同姓不婚・日本では守られた時代は皆無）や家父長制を背景とする専制的な皇帝観念のない日本に革命思想が根付く際に非易姓化は必然であったと思われる。則天のための干支革命論は元来非 or 反易姓革命論→父系原理の強固な中国では消え去り、日本で根付いた。

という『春秋』の「西狩獲麟」が孔子の絶筆となり、「獲麟」＝「臨終」という意味で使われることであろう。聖獣が捕らえられた直後に亡くなった孔子は、捕らえられ、刑死したキリストに類比的と言え。だとすれば、麒麟出現による麟徳改元の年に実権を確立した則天は、この文脈においても、キリスト再臨、弥勒下生になぞらえられるであろう。

<sup>17</sup> 以下にゴシック体で示した以外に、日本で戊午・辛酉・甲子日に改元した例は、686. 7. 20戊午日の朱鳥改元のみであり（内田編著）、それが辛酉革命論導入以前のものであることは既に論じた。

<sup>18</sup> 一蓐＝1260年とし、推古9＝601年の一蓐前に神武元年が聖徳太子らによって設定されたとする那珂（通説）を批判して、天智称制開始の一蓐＝1320年前に神武元年が設定されたと考えべきだとする安居は、南北朝～隋で弾圧されていた緯書の説を聖徳太子らが採用したとは考えにくく、緯書が復権した唐代に採用されたと考えべきだとも論じている。緯書によって神武元年が設定された時期は、日食の記録が精密になった持統朝以降ではないかと思われる。持統朝の日食は全て儀鳳暦による予測に基づくもので、日本で実際に観測されたものはないと思われる（内田99, 527頁を参照）。唐で革年改元が661・4年に行われ、664の甲子革命麟徳改元翌665年5月から施行された麟徳暦が日本では儀鳳暦と呼ばれ、692＝持統6年から使用されはじめたので、このころ麟徳暦と共に革年思想も導入されたと思われる。日食は『緯書』の災異瑞祥思想において重視されるものなので、儀鳳暦による日食予測への関心の高まりは、暦と結びついた災異瑞祥思想受容の証となり、このころ『緯書』の革年干支にも関心が持たれるようになったのではなかろうか。皇位を巡る文武のライバルである天武の諸皇子たちと異なって、祖母の持統・母の元明がいずれも天智の娘である文武には天智直系の血が濃厚に伝えられているため、そのような天智の称制開始を建国と並ぶ辛酉革命とすることは、天武が勝利した壬申の乱の意義を貶めて天智直系でない諸皇子を皇位から遠ざけ、天智直系に皇位継承資格を限定する意味を持ったと思われる。アマテラス神話にも同様の意味があることは、平山[2004]を参照。文武崩御後、聖武への継承を準備し、正統化する際にしばしば言及された、天智が定めたという不改常典も、天智称制開始から遡って神武元年が定められたという説の支持材料となろう。



延喜改元 901. 7. 15 **辛酉年甲子日** = 辛酉革命改元慣例の端緒も、逆臣道真左遷を鼓吹・正統化。高野天皇の仲麻呂乱勝利・天平神護改元を改元すべき先例として挙げる。女帝への言及は、竜朔・麟徳改元への言及が則天武后を意識したものであることを裏付け。彼女も 664 年に廃后を目論んだ上官儀を殺して垂簾政治を実現している。善行は道真追放の際藤原北家嫡流の時平と組んでおり、政変には時平の妹・穩子入内の妨げを排除するという意味が濃厚である。清行は、道真を逆臣上官儀や仲麻呂に、穩子を逆臣排除に成功した則天武后や高野天皇に擬えていたことも明らか。道真の背後には醍醐の父・宇多院がいたのであるから、道真左遷は反父権革命にほかならない。

安和改元 968. 8. 13 **甲子日**：撰関政治幕開け。撰関初任前後の改元は、朱雀踐祚日に忠平撰政初任翌年の、代始承平改元以降、武家政権成立まで続く（撰政就任間もなく頼通に譲った道長のみ例外 9～10 頁）。970 年代の災異改元増加 = 代始と重ならなくとも撰関初任に因む改元が慣行化。

1028. 7. 25 **戊午日**に疫癘・炎旱で長元改元、1037. 4. 23 **甲子日**に後朱雀代始長暦改元：改革気運  
1040. 11. 10 長久改元日は**辛酉** 46. 4. 14 永承改元日は**甲子**：この二つの改元は革年改元に准ずる意図。

1077. 5. 4 「近者乾坤屢呈變動之異、華夷間有疾疫之憂、消其災殄」ため大赦（『朝野群載』卷第十一）にもかかわらず、疱瘡・旱魃・白河不予。8. 16 非常赦にもかかわらず、9. 6 第一皇子敦文親王（母賢子・四歳）疱瘡で薨去。「今茲上自一人下至庶人、莫不患疱瘡、免此患者、**権右弁源師賢一人也**」（『十三代要略』同日）「親王公卿五位已上逝去之者多焉」（『扶桑略記』同年八月六日）→同年 11. 17 **甲子日**に承暦改元。改元が遅れたのは、翌 1078 年戊午革運改元を予定していたから？

白河 1081/4 革年を経て 86 讓位（立太子即日）、幼帝の父上皇として実権掌握は前例なし = 革命  
87 堀河代始の寛治改元の勘文（大江匡房）に「礼記曰、湯以寛治民而除其虐、文王以文治、武王以武功云々」<sup>19</sup>とあるように、白河院は殷王朝の創始者湯王、白河院・堀河は周王朝を創始した文王（追号）・武王父子に擬されており、革命との認識が当時あった証拠。

治天 = 治天下の「下」省く → 天命と一体化し、伝統と法を超えたカリスマの意味が強い。

頼朝：1185. 8. 14 文治改元日は**甲子** 勘文（藤原兼光）に「礼記曰、湯以寛治民、文王以文治」とあるので、湯 = 白河院の寛治、文王 = 後白河院の文治となり、武王 = 頼朝の武功も含意。

後鳥羽院 1198 戊午讓位、1201/4 改元を経て専制君主意識高揚：1206. 5. 6 以前に西面武士<sup>20</sup>、1211. 3. 9 **辛酉日**に、順徳代始で建暦改元（順徳に讓位させられた土御門は倒幕に関与せず）

花園代始 1308. 10. 9 **甲子日**延慶改元、同日十月大の月を小に改暦<sup>21</sup>

後醍醐 1318 戊午踐祚、1321 辛酉. 2. 23 元亨改元。藤原資朝の勘文に「周易曰、其徳剛健而文明、応乎天時而行、是以元亨」（『易経』大有・彖伝）とあるが、「革、巳日乃孚。元亨利貞。悔亡」（『易経』革）が真の典拠であろう → 親政。1324. 9 正中の変 同 12. 9 **辛酉日**に正中改元の理由が甲子革命ではなく（『花園天皇宸記』）「依風水之上天下不静」（『官公事抄』）とされたのは、来るべき革命への決意を隠すもの。藤原有正の勘文が第一に引く『易経』（乾・文言伝第二節）もカムフラージュであり、第二に引く『易経』（需・彖伝）の前後（以下の隷書体部分）「需、有孚。光亨。貞吉。利涉大川。彖曰、需須也。險在前也。剛健而不陷、其義不困窮矣。需有孚、光亨、貞吉、位乎天位、以正中也。利涉大川、往有功也」から、ルビコンを渡る決意が読みとれる<sup>22</sup>。1334. 1. 29 **戊午日**に

<sup>19</sup> 『元秘別録』一勘文部（『大日本史料 第三編之一』寛治元年四月七日条）

<sup>20</sup> 『大日本史料 第四編之九』建永元年五月六日二条。

<sup>21</sup> 「あたらしき御世にあたりて、月日さへあらたまりにけり」（『増鏡』第十二 浦千鳥）臨時朔旦冬至をさけるため、あわせて 11 月 31 日をさけるため 12 月朔日を早めて 12 月を大の月に（内田 301 頁）。

<sup>22</sup> 他方、幕府は 1321 辛酉と 24 甲子の厄を禳うため 1～3 月鶴岡八幡宮寺で修法させた（『鶴岡社務記録』）ように、革年に怯えていた。



建武としたが、公家のために不吉として 36. 2. 29 延元に改元。革運→革命→革命とスムーズに進展しない事情が改元日干支・改元理由に反映されている。

改元日干支：正長・永享が己酉、嘉吉（辛酉年）・文安（甲子年）が乙酉と、酉 4 連続で己と乙も字形が似ているのは偶然とは思えない。「正長」年号は、元弘 2=1332 年の光厳代始改元の際、いったん内定しながら、「建長」「応長」など関東有事のため「長」字を関東が忌むという風聞があったので「正慶」に決まったといういわく付きの年号である（『花園天皇宸記』元弘 2. 4. 28）。「正長」を避けたにもかかわらず改元直後鎌倉幕府が滅亡したことに因んで室町幕府滅亡を祈願するという呪詛が「正長」年号には込められていたと思われ、正長改元時より嘉吉・文安の革年に倒幕の機会が訪れると期待されていたことになろう。

赤松満祐：1441. 6. 24、自邸にて將軍義教を殺す。（2. 17 辛酉革命改元で嘉吉→主殺し正当化）

1487. 7. 20 文明→長享改元は**戊午**日、応仁・文明乱後、幕府滅亡への革運を込めるか？

室町最末の革年 1561/4、江戸最初の革年 1621 は改元なし。天皇権威浮上を恐れた幕府の意向<sup>23</sup>？今川義元は革年 1561、手こずっても 64 上洛→改元で天下人になろうと目論んでいただろう。革年に天下をとれば、將軍位のみならず皇位篡奪すら正統化されかねなかったと思われる。

信長が幕府を廃した根拠は、義昭が元龜からの改元を延引したこと。勘者宣下は 1572 元龜 3. 4. 9 **甲子**日→義昭は正親町が信長と結託して、改元と併せて幕府廃絶を目指していると危惧か？→信長より義昭へ異見十七ヶ条<sup>24</sup>の諫（第一条 内裏を尊崇せず 第十条 改元費用出さず）→73 年 7 月義昭を追放してすぐ天正改元<sup>25</sup>。一見して天命による倒幕**正統化**の含意あり、勘文（菅原長雅）の「文選曰、君以下為基、民以食为天、**正其末者端基本**」も悪主放伐の正統化。

1623 家光將軍就任→24 甲子革命寛永改元は実質將軍代始 家光には篡奪願望あった。秀忠死→明正朝改元なしのもとで御代替・御代始を強調、日光東照宮など。

1658. 7. 23 **戊午**日、江戸大火により万治改元。直後 8. 3 「大風雨、賀茂河堤壊れ、水、禁庭に入る、山城・攝津・丹波・播磨・駿河、洪水海溢」→「年号、万治より改元仰せ付けられ、一統へ触れる」<sup>26</sup>は、江戸の理由による戊午日の改元を朝廷は、改元の幕府権限が強まる兆しと警戒し、鴨川洪水を機に巻き返しを狙ったのであろう。しかし、1661. 4. 25 内裏炎上による寛文改元まで改元なし。年内・翌年に万治から京の理由で改元することは、万治改元を勝ち取った幕府の沽券に関わるとして差し止めたのであろう。

1684. 2. 21 甲子革命貞享改元→10. 29 改暦（863 以来の本格的改暦権行使 中国暦から自立・年号名を暦名として、京都中心の時空・天皇権威を強化した＝国学台頭的前提）

孝明 1858 戊午に幕府が日米通商条約勅許奏請→不裁可→調印→水戸藩へ戊午密勅→安政の大獄→59 桜田門外の変→61 辛酉：和宮東下・破約攘夷（有言不実行）

1861/4 革年時、孝明の専制志向高揚<sup>27</sup>→幕藩体制崩壊→明治維新の建武中興モデル・南朝正統論

<sup>23</sup> 1620. 3. 14、1621. 8. 24 朝廷で改元の議あり（『大日本史料 第十二編之三十三・三十八』当該日）。

<sup>24</sup> 貞永式目五十一条=17×3（天地人）、建武式目十七条のように、武家法条数は憲法十七条を範とする（坂本太郎、96 頁）ので、十七ヶ条に異見をまとめることでも、信長は革命の意思を示したことになる。

<sup>25</sup> 『大日本史料 第十編之八 十 十六』元龜三年三月二九日、九月是月二条（『尋憲記』元龜 4. 2. 22）、天正元年七月二八日。

<sup>26</sup> 大日本史料総合データベース、綱文、万治 1 年 8 月 3 日、10 日（典拠史料掲載なし）。『皇年代私記』（東京大学史料編纂所 謄写本）明暦四年（改元無視か）八月三日の欄外注には、「夜大風大雨賀茂川堤切東川原洪水」とあるので、西にある禁庭には鴨川の水は入らなかつただろう。鴨川西岸はお土居で守られていたため、東岸のほうが弱かつたとすれば、当然であろう。

<sup>27</sup> 1862-3（辛酉甲子の間）に天皇が將軍を圧倒、1862-4 の間に有力公家 35 人追放（佐々木）。

革年・革日改元：政権交代・体制変革の思想として、歴史を動かす。武家政権を正統化する改元に甲子が好まれるのは、戊午・辛酉と結びつけると皇位篡奪を正統化しかねないからであろう。それに対して天皇・院が自ら武家政権を打倒しようとする際にはためらいなく戊午革運・辛酉革命による正統化が施された。

天皇制存続の一つの理由は、天皇・院がラディカルな変革の旗印（天命の受肉）を独占し続けたから。中国では革命といえば易姓だが、日本に易姓革命がないからといって、革命思想が根付かなかったわけではなく、革年革日等改元を通して天皇家が革命を家業とした。

明治改元とともに一世一元の制で、革年改元・その他改元がなくなったが、近現代には自律的な50～60年程度の技術革新周期（コンドラティエフ波）があり、それが生み出す政治変動が日本では革年に噴出し、新技術の受容に強みを発揮したと言えよう。

1921/4 革年 19-20 普選運動・改革気分高揚→21 安田善治郎暗殺<sup>28</sup>・原敬首相東京駅丸の内南口（皇居前）で暗殺<sup>29</sup>→22 山県有朋死去→24 第二次護憲運動で清浦内閣打倒・護憲三派内閣成立→25 普通選挙法等（現代民主制成立）また、20 日本社会主義同盟結成→22 日本共産党結成→25 治安維持法

1981/4 革年 82. 11. 27 中曽根内閣成立＝新保守主義革命→時代の主流に

丙午 1966 年の出生が激減したように、干支の社会的影響力は現代まで根強く遺っている。大正人の多くは革年を意識していたのでは？

西暦	改元回数	代始	革年	その他のみ	備考
701～	3			3	701 大宝建元、 <del>和銅</del> 靈龜が代始改元初例
711～	2	1		1	（元正～光仁踐祚＝即位日改元） <sup>30</sup>
721～	2	1	＝ 1	1	神龜改元甲子年・聖武即位日 天平改元直後に光明立后
731～	0			0	
741～	2	1		1	四字年号・749年二度（則天に倣う）
751～	1			1	
761～	3	1		2	淳仁代始なし 道鏡法王→神護慶雲（「天平」放棄）
771～	0			0	
781～	2	1	1	0	天応は瑞祥によるが、辛酉年辛酉日元日の改元
791～	0			0	
801～	2	2		0	桓武～淳和
811～	0			0	延暦～天長間、一世一元慣行
821～	1	1		0	
831～	1	1		0	
841～	1		—	1	842=承和9の承和の変が革年ならば、改元で正統化した？
851～	4	2		2	
861～	0			0	
871～	1	1		0	清和～宇多
881～	2	2		0	貞観～寛平間、一世一元慣行
891～	1	1		0	宇多踐祚887. 6, 即位同11→改元889. 4阿衡の紛議で遅延？

<sup>28</sup> 「然らば即ち、革命の機運は熟し、随所に烽火揚り、同志は立所に雲集せん」（朝日平吾 斬奸状）

<sup>29</sup> 犯人の中岡良一は中岡慎太郎の孫を自称、「内閣総理大臣原敬就任以来政道を掌どるに私欲をはさみ己の利す処に万民の愁苦を顧みず列国の笑侮を悟らず其の罪数奇（少なからず？）若し唾手以て之を誅鋤せずんば何時の日か天日を仰れん 憂国の志士 中岡良一」（斬奸状 豊田 158 頁。山崎佐「原首相暗殺と判事」『人物往来』1957 年 10 月号に写真掲載 良を良に作ったのは、正当性を主張か）、「良一の弁護人今村力三郎は、良一の量刑を軽くすべきであるという、かれの大弁論において、その結びとして、明治二十二年十月十八日、大隈外相に投弾し、壮烈に自刃した来島恒喜を悼んで、谷干城が日記に書きつけたという詩『祖宗在天の靈、蓋し手を来島に借るものなるべし、輿論は即天意なり、天意豈恐れざるべけんや、天日未だ落ちず、猶幾多の来島を生ずべし』を引いて、中岡の行為を天意なりと叫んだ。」（長 269 頁 谷も土佐出身）死刑求刑→無期懲役判決→T13 皇太子ご成婚で 20 年→S2 大正天皇大喪で 15 年→S3 即位大礼で 11 年 3 ヶ月に減刑、S9 出所時の会見で、「水平運動の一志願兵として働くつもりであります。」（同 139 頁）→やがて満州へ。

<sup>30</sup> 和銅は元明踐祚＝即位翌年だが、慶雲は持統、和銅は文武の葬送翌年、瑞祥により改元しており、和銅には当時代始改元の意味付けはなかったと思われる（平山[2004]3-4 頁）。桓武以降、踐祚と即位と代始改元の日程分離。

西暦	改元回数	代始	革年	その他のみ	備考
901～	1		1	0	延喜：辛酉革命・彗星・老人星・逆臣（道真）による
911～	0			0	
921～	1			1	延長：旱魃・疾病（咳病）以降、災異改元慣例
931～	2	1<1>		1	( )・<>内は摂関初任前・後（当年または前後年）に改元
941～	1			0	があり、摂関初任に因む改元と解釈できるもの
951～	1			1	
961～	4	2<1>(1)	2	0	
971～	3			3 (2)	安和・天禄・天延・貞元摂関代替わり四連続
981～	5	2<1>		3<1>	円融院末期、道隆関白→摂政→正暦改元
991～	2			2 (1)	道長内覧摂関初任に関連する改元はなし
1001～	1			1	(1017 寛仁改元は道長摂政就任翌年だが頼通初任後)
1011～	2	2<1>		0	頼通以降、摂関も讓位 <sup>31</sup>
1021～	3		2	1	道長：摂関位を皇位に準じさせた
1031～	2	1		1	
1041～	2	1		1	1040, 44, 53, 58, 65 代始・革年・摂関初任以外多
1051～	2			2	
1061～	2<1>	1		1	
1071～	2	1 (1)		1	
1081～	3	1	2	0	
1091～	4			4<1>	堀河・師通連合 vs. 白河院
1101～	4	1		3 (1)	師通薨去後、摂関空位 5 年半中に堀河崩御
1111～	3			3 (1)	
1121～	2	1		1	
1131～	3			3	
1141～	4	1	2	1	
1151～	5	2<1>		2	
1161～	5	2<1>		3	
1171～	3			3	1179 近衛基通初任改元なし（清盛の傀儡）
1181～	5	2		3	1183 藤原師家・九条兼実の初任に関連する改元なし <sup>32</sup>
1191～	1	1		0	1190. 4 建久改元翌年三合、同 11 頼朝入京・右大将
1201～	0		2	2	革年後 1206 建永抱瘡 1207 承元抱瘡洪水
1211～	3	1		2	
1221～	5	1		4	仲恭代始なし、承久乱後 <small>その他改元多いのは、朝廷の存在感を示すためでは？</small>
1231～	7	1		6	
1241～	3	2		1	
1251～	4	1		3	
1261～	2		2	0	1274 文永役 このころ、その他改元は少ない
1271～	2	1		1	
1281～	1	1		0	1281 弘安役 元寇で国家統合容易
1291～	2	1		1	
1301～	4	2		2	このころからその他改元多
1311～	4	1		3	
1321～	4		1	3	正中は甲子年だが革命を理由に挙げず

<sup>31</sup> 道長→頼通より前、摂関はほぼ終身職。死の直前に辞任し、以後空位：基経・伊尹。死の直前に譲り：兼通→頼忠・兼家→道隆。他は終身。

<sup>32</sup> 師家は寿永改元翌年に初任だが、師房が寿永 2 年に入京した義仲に娘を差し出し 1 2 歳の息子師家を摂政にしたので、改元と無関係。文治改元・兼実摂政初任も、頼朝が天下を治めた副次的帰結にすぎない。このころから、摂関初任前後の改元は、摂関初任に因む意味がなくなるので、( )<>を付けることをやめる。

## 参考文献

- 安居香山『中国神秘思想の日本への展開』大正大学出版部、1983
- 安居香山・中村璋八 a『重修 緯書集成 卷一上 (易上)』明德出版社、1981  
-----b『重修 緯書集成 卷一下 (易下)』明德出版社、1985
- 内田正男『暦と時の事典』雄山閣出版、1986
- 内田正男編著『日本暦日原典 第四版』雄山閣出版、1992 (各月の朔日干支を掲載。朔日以外の干支日の確認は、同書に基づく暦変換 WEB ツール『換暦』 <http://maechan.net/kanreki/> が便利だが同音異字年号入力時に注意が必要)
- 邦光史郎『干支からみた日本史』毎日新聞社、1996
- 久保常晴『日本私年号の研究』吉川弘文館、1993
- 氣賀澤保規『則天武后』白帝社、1995
- 佐伯好郎『景教の研究』東方文化学院東京研究所、1935 (名著普及会、1978)
- 坂本賞三『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、1972
- 坂本太郎『聖徳太子』吉川弘文館、1979
- 佐々木克「公家と大名の明治維新-政治空間の諸相-」日文研「公家と武家」共同研究会、2004. 4. 23
- 千々和到「改元と私年号」『歴史評論』477号、1990
- 長文連『原首相暗殺』図書出版社、1980
- 所功『年号の歴史-元号制度の史的研究- 増補版』雄山閣出版、1989
- 豊田穰『西園寺公望-最期の元老-下巻』新潮文庫、1985
- 那珂通世「上世年紀考」『史学雑誌』第八編第八・九・十・十二号、1897
- 羽田享「漢訳景教經典に就いて」『史林』第八卷第四号、1923
- 平山朝治 a「天皇制を読み解く I 母系原理と女帝の進化」『筑波大学 経済学論集』52号、2004  
( <http://hdl.handle.net/2241/9426>)  
-----b「天皇制を読み解く II 一休の恋人」『筑波大学 経済学論集』53号、2005  
( <http://hdl.handle.net/2241/9423>)
- 道籟泰誠『支那の淨土宗の開祖善導大師に與へし景教 (基督教) の感化』救道舎、1927
- 森清人『日本紀年の研究』詔勅講究所、1956
- 森本角蔵『日本年号大観』目黒書店、1933 (講談社、1983)
- 藪内清 a『増訂 隋唐曆法史の研究』臨川書店、1989  
-----b『増補改訂 中国の天文曆法』平凡社、1990
- 湯浅吉美編『増補 日本暦日便覧 上下』汲古書院、1990 (内田編著『日本暦日原典 第三版』1981に基づき、全干支日を載せている)
- 米田雄介編『歴代天皇年号事典』吉川弘文館、2003